

情報システムの標準化・共通化について

1 概要

「自治体DX推進計画」（2020年12月25日総務省）において定められた地方公共団体情報システムの標準化・共通化の取組を推進するため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）が制定され、地方公共団体情報システムの標準化を実施することは地方公共団体の責務とされました。

また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（2022年10月7日閣議決定）において、2025年度（令和7年度）末までに、国が整備するクラウド基盤（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用した標準仕様書に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へのシステム移行を目指すとされています。

本市におきましても2025年度（令和7年度）末までのシステム移行を目指し、移行スケジュールの策定や、業務主管課とシステム事業者による標準仕様書の仕様確認に取り組んでいるところです。

2 標準化の対象となる事務

地方公共団体情報システムの標準化の対象となる事務（以下「標準化対象事務」という。）は、以下のとおりです。

No.	標準化対象事務	No.	標準化対象事務	No.	標準化対象事務
1	住民記録台帳	8	国民年金	15	児童手当
2	選挙人名簿管理	9	国民健康保険	16	児童扶養手当
3	固定資産税・都市計画税	10	後期高齢者医療	17	子ども・子育て支援
4	個人住民税	11	介護保険	18	印鑑登録
5	法人住民税	12	障害者福祉	19	戸籍
6	軽自動車税	13	生活保護	20	戸籍の附票
7	就学	14	健康管理		

3 標準準拠システムへの移行の方向性

(1) 以下の理由から、原則として、現在導入している情報システムを標準化対応版にバージョンアップする方向で進めます。

- ・短期間でシステム移行をする必要があります。
- ・標準化対象事務を処理するシステムは、市民サービスを支えるものであるため、市民に影響が出ないように安全・確実にシステム移行を行う必要があります。

(2) 標準化対象事務のうち、現在導入している情報システムが標準準拠システムに対応しない場合、新たに標準準拠システムを調達し導入する必要があります。

また、2025年度（令和7年度）末までに標準準拠システムへ移行できない情報システムについて国に申請する必要があるため、本市では「障害者福祉」及び「健康管理」が該当します。

(3) 標準化対象事務のデータを利用している標準化対象事務以外の事務においても、情報システムの改修（データ連携等）が必要になることが想定されます。

4 予算（システム移行に係る経費）

（1）予算額

① 歳入（デジタル基盤改革支援補助金）

291,500千円（2022年10月時点） ※増額予定

② 歳出

1,302,455千円

（年度ごとの内訳）

2023年度	2024年度	2025年度	合計
52,606千円	159,563千円	1,090,286千円	1,302,455千円

※以下については、含まれていません。

- ・移行困難システム（障害者福祉、健康管理）の移行に係る費用
- ・共通機能（認証機能、データ連携機能等）の構築に係る費用
- ・外付け機能の構築に係る費用
- ・標準化対象事務以外の事務における情報システムの改修費用 等

（2）今後の予定

2026年（令和8年）1月からの標準準拠システム運用開始に向けて、以下のとおり予定しています。

時期	内容
2024年度当初予算	・標準準拠システムへの移行費用
2024年度補正予算	・外付け機能開発費用 等
2025年度当初予算	・標準準拠システムへの移行費用（2025年度作業開始分） ・標準化対象事務以外の事務における情報システムの改修費用 等

5 課題

- （1）標準準拠システムは原則として、カスタマイズが禁止されているため、現在カスタマイズ対応している機能について、業務運用を標準仕様に合わせるよう見直すほか、市独自施策に対応できるよう新規にシステム構築を行うなどの対策が必要となります。
- （2）2025年度（令和7年度）末までを目標とする移行期間は、システム事業者の開発期間、安全に配慮した段階的な移行等を考慮すると非常に短いスケジュールとなっています。

以上